

令和 6 年度
神奈川県食肉衛生検査所
事業概要

令和 7 年 10 月

目 次

第1章 概 要

1	沿 革	2
2	機 構	3
3	職員の配置状況	3
4	業 務	3
5	施設の状況	4
	(1) 土地	
	(2) 建物	
6	と畜検査手数料	4
7	管内と畜場の概要	4
	(1) 名称、設置者等	
	(2) 施設	
	(3) 使用料及び解体料	
	(4) 廃止と畜場	

第2章 大動物・小動物検査事業

1	大動物・小動物検査事業の概要	7
2	と畜検査頭数	7
3	と畜検査の結果に基づく処分	7
	(1) とさつ禁止	
	(2) 解体禁止	
	(3) 全部廃棄	
	(4) 一部廃棄	
	(5) 全部合格	
4	BSEスクリーニング検査	9
5	簡易検査	9
6	獣畜の産地（最長飼養地）別搬入頭数	9

第3章 衛生監視事業

1	衛生監視事業の概要	12
2	衛生監視業務	12
	(1) 監視指導業務	
	(2) 検査業務	
3	食鳥検査業務	14
	(1) 監視指導業務	
	(2) 食鳥処理確認結果	
	(3) 検査業務	
4	衛生講習会	16

第4章 精密検査事業

- 1 精密検査業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 微生物学的検査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (1) 細菌学的検査
 - (2) 抗菌性物質検査
 - (3) 腸管出血性大腸菌検査（O26、O103、O111、O121、O145、O157）
 - (4) カンピロバクター検査
 - (5) BSEスクリーニング検査
- 3 病理学的検査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 理化学的検査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (1) 合成抗菌剤検査
 - (2) 動物用医薬品検査
- 5 食品衛生検査施設における検査等の業務管理（GLP）・・・・・・ 22
- 6 病畜検査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第5章 調査研究事業

- 1 学会等における発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 令和6年度神奈川県食肉衛生検査所調査研究発表会（演題一覧）・・・・ 26

第6章 その他の事業

- 1 情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (1) 新規配属職員研修
 - (2) 三年目研修
 - (3) 所内ミニ研修

資 料

- 表1 年度別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 表2 月別と畜検査頭数（令和6年度）・・・・・・・・・・ 32

第 1 章

概 要

1 沿革

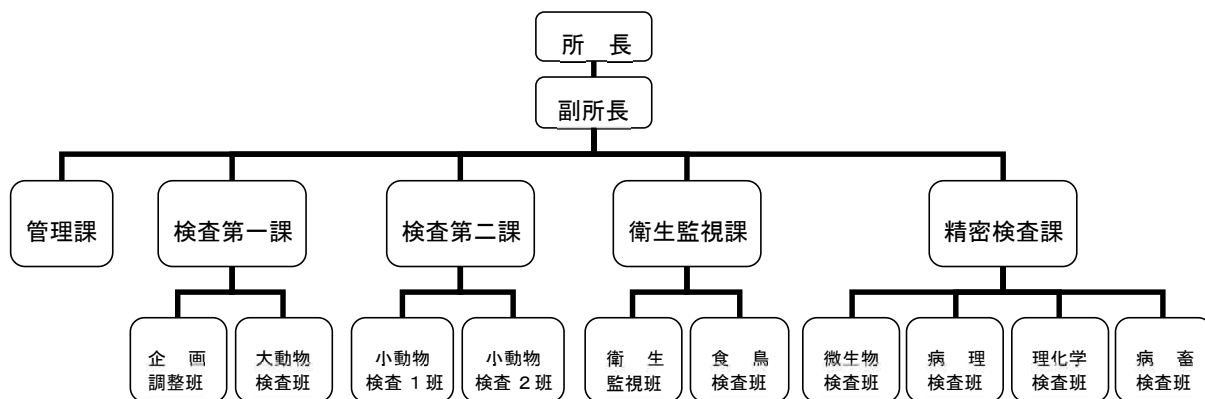
明治 22 年	6 月	屠獣取締規則（神奈川県令第 36 号）が施行され警察による取締り
明治 39 年	4 月	屠場法（法律第 32 号）が公布され警察行政により施行
昭和 17 年	12 月	検査行政が警察部から内務部の出先機関である地方事務所へ移管
昭和 18 年	11 月	検査行政が経済部へ移管
昭和 23 年	11 月	検査行政が衛生部の出先機関である保健所へ移管
昭和 28 年	8 月	と畜場法（法律第 114 号）が公布（屠場法は廃止）
昭和 45 年	6 月	神奈川県行政機関設置条例に基づき検査行政の一元化を図るため、平塚市内に神奈川県食肉衛生検査所を開設（管理課、検査課（検査係、精密検査係）2 課 2 係、厚木、相模原、藤沢、小田原の 4 駐在事務所）
昭和 48 年	3 月	藤沢駐在事務所を廃止
昭和 48 年	7 月	精密検査課を新設
昭和 49 年	3 月	厚木駐在事務所庁舎を新築
昭和 49 年	8 月	厚木駐在事務所を出張所に昇格
昭和 49 年	9 月	理化学棟を増築
昭和 50 年	7 月	相模原駐在事務所を出張所に昇格
昭和 54 年	3 月	相模原出張所庁舎を新築し移転
昭和 56 年	3 月	保留用冷蔵庫を新築
昭和 59 年	4 月	食品衛生法（法律第 233 号）に基づく事務の一部（食肉衛生に関する事務）が委任される。
昭和 61 年	3 月	本所庁舎を改築、微生物棟を新築
平成 2 年	6 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（法律第 70 号。以下「食鳥検査法」という。）が公布
平成 4 年	4 月	食鳥検査法に基づく事務（食鳥処理の事業の許可及び食鳥検査等）が委任される。
平成 5 年	3 月	厚木出張所庁舎を新築し移転
平成 12 年	4 月	相模原市の地域保健法に基づく政令市への移行に伴い、相模原出張所を相模原市へ移譲
平成 14 年	4 月	厚木出張所庁舎を改修し、神奈川県食肉衛生検査所とするとともに、検査課を廃止して検査第一課、検査第二課及び衛生監視課を設置し、平塚の理化学棟及び微生物棟を精密検査課平塚分所とした。
平成 15 年	3 月	精密検査棟を新築し、精密検査課平塚分所を廃止
令和 3 年	7 月	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に基づく事務の一部（と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業に係る輸出証明書の発行等）が委任される。

2 機構

(令和7年4月1日現在)

健康医療局生活衛生部 ——— 生活衛生課 ———

食肉衛生検査所



3 職員の配置状況

(令和7年4月1日時点)

組 織	一般 事務職	と畜検査員 (常勤)	再任用 職員※1	臨時的 任用職員※2	会計年度 任用職員※3	計
所 長		1				1
副 所 長	1					1
管 理 課	2				1	3
検査第一課		13	1	1		15
検査第二課		12	2	1		15
衛生監視課		7		1		8
精密検査課		13			1	14
合 計	3	46	3	3	2	57

※1 と畜検査員：3名 ※2 と畜検査員：3名

※3 一般事務職：1名、衛生検査技能職：1名

4 業務

- 所管すると畜場のと畜検査業務
- 精密検査業務〔微生物・病理・理化学〕
- 食鳥処理場等の許認可業務及び監視指導
- と畜場及び同施設に併設された食肉処理業、食肉販売業等の監視指導
- 食肉、食鳥肉等に残留する抗菌性物質、合成抗菌剤、動物用医薬品及び農薬に関する収去検査等
- と畜場・食鳥処理場関係者への衛生教育
- と畜検査員・食鳥検査員の技術研修
- と畜検査・食鳥検査に必要な研究及び調査
- その他と畜検査・食鳥検査・食品衛生に関する事項

5 施設の状況

(1) 土地

所在地	用途	面積 (m ²)	所有区分	取得 (引継) 年月日
厚木市酒井 892-1	食肉衛生検査所	2,108.78	県有	平成 3 年 1 月 4 日 平成 15 年 3 月 31 日

(2) 建物

名称	構造	面積 (m ²)	所有区分	取得 (引継) 年月日
管理棟	鉄筋コンクリート造 2階建	601.37	県有	平成 5 年 3 月 22 日
プロパンガス庫	コンクリート ブロック造	6.00	県有	平成 5 年 3 月 22 日
精密検査棟	鉄筋コンクリート造 2階建	651.01	県有	平成 15 年 3 月 20 日
電気室	鉄筋コンクリート造	30.00	県有	平成 15 年 3 月 20 日
医療廃液・ 廃棄物保管庫	鉄骨造	9.00	県有	平成 15 年 3 月 20 日
文書保管庫	鉄骨造	4.18	県有	平成 14 年 7 月 7 日
標本保管庫	鉄骨造	6.38	県有	平成 15 年 1 月 20 日

6 と畜検査手数料

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

牛	馬	子牛	豚	めん羊	山羊	備考
円 600	円 600	円 300	円 300	円 200	円 200	と畜場法施行条例 (平成 15 年 3 月 20 日神奈川県 条例第 7 号)

7 管内と畜場の概要

(1) 名称、設置者等

名称	所在地	設置者	開場日数	と畜場番号
神奈川食肉センター	厚木市酒井 900	株式会社 神奈川食肉センター	週 5 日	神奈川県 1

※ 平成 14 年 3 月に平塚市食肉センター、厚木食肉センター、小田原ミートセンター及び相模原市食肉センターを統合し新設された。

(2) 施設

名 称	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	冷蔵庫 面積(㎡)	汚水処理能力 (㎡³/日)	開 設 年月日	1 日処理頭数	
						大動物	小動物
神奈川食肉 センター	12, 556. 89	6, 138. 16 (延面積 22, 338)	2, 491	2, 300	平成 14. 3. 1	60	2, 600

(3) 使用料及び解体料

(令和 7 年 10 月 1 日現在)

料 金 区 分			獣 畜					料金変更 年月日
			牛	子牛	馬	豚	めん羊 山羊	
一頭 当 た り 料 金 (円)	普通 と畜	と畜場使用料	5,808	1,379	5,808	1,322	418	平成 15. 10. 1 平成 22. 10. 1 平成 26. 4. 1 令和元. 10. 1 令和 7. 10. 1
		とさつ解体料	5,808	1,379	5,808	1,322	418	
		計	11,616	2,758	11,616	2,644	836	
	病畜 と畜 ※	計	17,424	4,138	17,424	3,966	1,254	
			※ 普通と畜の 1.5 倍					

(4) 廃止と畜場

名 称	開 設 期 間
松田と畜場	昭和 3 年 10 月 ～ 昭和 45 年 3 月
藤沢と畜場	明治 27 年 7 月 ～ 昭和 54 年 3 月
津久井食肉センター	明治 22 年 6 月 ～ 昭和 55 年 2 月
日本大学農獣医学部産肉検査室	昭和 56 年 1 月 ～ 昭和 58 年 5 月
神奈川県畜産試験場豚解体試験室	昭和 33 年 5 月 ～ 平成 4 年 4 月
平塚市食肉センター	明治 25 年 ～ 平成 14 年 3 月
厚木食肉センター	明治 24 年 5 月 ～ 平成 14 年 3 月
小田原ミートセンター	明治 44 年 12 月 ～ 平成 14 年 3 月
相模原市食肉センター	明治 29 年 6 月 ～ 平成 14 年 3 月

第 2 章

大動物・小動物検査事業

1 大動物・小動物検査事業の概要

- と畜場法に基づき、衛生的で安全な食肉が供給されるよう、と畜場に搬入された全ての獣畜について、1頭ごとに厳正な検査を実施しました。
- と畜場内に設置された簡易検査室において、「敗血症」、「高度の黄疸」、「尿毒症」等の微生物学的及び理化学的検査を実施し、と畜検査の迅速化に努めました。
- 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインに基づき、とさつされた全ての牛について、月齢等に応じた適切な分別管理が実施されるよう、また、特定部位が確実に除去及び焼却されるよう監視指導を行い、牛肉の安全確保に努めました。
- と畜場法に基づき、伝達性海綿状脳症検査実施要領で定める症状の有無についてと畜検査員が確認を行い、スクリーニング検査の必要の有無を判断しました。

2 と畜検査頭数

令和6年度のと畜検査頭数は、407,711頭でした。獣畜の種類別では牛3,307頭、子牛5頭、豚404,399頭でした（表1）。

表1 と畜検査頭数

獣 畜		令和6年度	令和5年度
牛	乳 用	1,245	1,376
	肉 用	2,062	2,037
	小 計	3,307	3,413
子牛		5	5
馬		0	0
豚		404,399	418,322
めん羊		0	0
山羊		0	0
合 計		407,711	421,740

3 と畜検査の結果に基づく処分

(1) とさつ禁止

とさつ禁止の頭数は4頭で、獣畜の種類は豚でした（表2）。

(2) 解体禁止

令和6年度は該当事例がありませんでした。

(3) 全部廃棄

全部廃棄の頭数は191頭で、獣畜の種類別では牛62頭、豚129頭でした（表2）。

表2 とさつ禁止・全部廃棄の頭数

措置内容	病名	牛	子牛	豚	合 計
とさつ 禁止	膿毒症			3	3
	豚丹毒			1	1
	小 計	0	0	4	4
全 部 廃 棄	敗血症	14※	0	71	85
	牛伝染性リンパ腫	39	0		39
	膿毒症	4	0	27	31
	全身性腫瘍	1	0	11	12
	白血病	0	0	9	9
	尿毒症	0	0	6	6
	高度の黄疸	0	0	3	3
	高度の水腫	2	0	1	3
	ヨーネ病	2	0		2
	豚丹毒			1	1
	小 計	62	0	129	191

※感染性心内膜炎 13 頭、壊疽性乳房炎 1 頭

(4) 一部廃棄

一部廃棄の主な疾病名は、牛（子牛含む）では肝出血、肺炎、胸膜炎、筋肉変性、腎炎、豚では肺炎、肝間質炎、心膜炎、肝包膜炎、腹膜炎でした（表3）。

表3 主な一部廃棄疾病名

順位	牛	廃棄頭数	順位	豚	廃棄頭数
1	肝出血	1,332	1	肺炎	384,972
2	肺炎	749	2	肝間質炎	23,070
3	胸膜炎	544	3	心膜炎	21,985
4	筋肉変性	471	4	肝包膜炎	19,737
5	腎炎	442	5	腹膜炎	17,363

(5) 全部合格

と畜検査の結果、全部廃棄若しくは一部廃棄とはならず、全部合格した頭数は1,070頭で、と畜検査頭数に対する割合は0.3%でした（表4）。

表4 と畜検査全部合格頭数及び全部合格率

獣畜	と畜検査頭数	全部合格頭数	全部合格率
牛	3,307	217	6.6%
子牛	5	0	0%
豚	404,399	853	0.2%
合 計	407,711	1,070	0.3%

4 BSEスクリーニング検査

令和6年度は該当事例がありませんでした。

5 簡易検査

解体後検査所見等から全部廃棄疾病である「敗血症」、「尿毒症」、「高度の黄疸」等を疑う事例は簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を行い、判定しました（表5）。

表5 簡易検査結果

疑う疾病名	牛		豚	
	検査頭数	全部廃棄頭数	検査頭数	全部廃棄頭数
敗血症（感染性心内膜炎）	13	13	77	70
豚丹毒（心内膜炎型）				1
尿毒症	2	0	13	6
高度の黄疸	9	0	5	3
合 計	24	13	95	80

6 獣畜の産地（最長飼養地）別搬入頭数

神奈川食肉センターには、全国各地から獣畜が集められ、処理されています（表6）。搬入された獣畜の主な産地は、牛は神奈川県、静岡県、山形県、豚は群馬県、神奈川県、千葉県でした。

表6 獣畜の産地別搬入頭数

産地	牛			子牛	豚	計
	小計	乳用牛	肉用牛			
神奈川	1,983	675	1,308	1	60,733	62,717
北海道	140	59	81	2	0	142
青森	37	0	37	0	0	37
岩手	15	12	3	0	18,383	18,398
宮城	0	0	0	0	26,931	26,931
秋田	11	1	10	0	14,223	14,234
山形	159	1	158	0	0	159
福島	155	24	131	0	15,048	15,203
茨城	34	0	34	0	0	34
栃木	11	3	8	0	34,382	34,393
群馬	11	5	6	0	133,214	133,225
埼玉	0	0	0	0	0	0
千葉	16	10	6	0	44,936	44,952
東京	15	12	3	0	0	15
新潟	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0
山梨	3	0	3	0	255	258
長野	22	0	22	0	0	22
岐阜	55	0	55	0	2,635	2,690
静岡	551	442	109	2	36,638	37,191
愛知	4	1	3	0	17,021	17,025
三重	82	0	82	0	0	82
滋賀	0	0	0	0	0	0
京都	1	0	1	0	0	1
大阪	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0
奈良	1	0	1	0	0	1
和歌山	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0
佐賀	1	0	1	0	0	1
長崎	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0
合計	3,307	1,245	2,062	5	404,399	407,711

第 3 章

衛 生 監 視 事 業

1 衛生監視事業の概要

- と畜場法に基づき、と畜場の監視指導を実施しました。
- 食品衛生法に基づき、と畜場に併設された食肉処理業、食肉販売業及び届出営業施設の監視指導並びに食肉・食鳥肉の収去検査を実施しました。
- 食鳥検査法に基づき、食鳥処理場の監視指導を実施しました。
- 食肉・食鳥肉の衛生的な取扱い、食中毒に関する知識の普及を図るため、関係者に対し衛生教育を実施するとともに、リーフレット等を配布しました。

2 衛生監視業務

(1) 監視指導業務

ア と畜場等の監視指導

と畜場設置者が行う HACCP に基づく衛生管理が適切に実施されていることを確認するとともに、施設設備等の監視指導を実施しました。また、と畜場に併設された食肉処理業、食肉販売業及び届出営業(食品衛生法に基づく営業許可等は厚木保健福祉事務所長)の監視指導を実施しました(表1)。

表1 と畜場等の監視指導状況

業 種	施 設 数	監視件数
と畜場	1	251
食肉処理業	2	237
食肉販売業	1	10
届出営業(販売業等)	2	141

イ 夏期・年末の食肉衛生総点検

細菌性食中毒が多発傾向となる夏期及び食肉の需要、流通が増大する年末には、と畜場、食肉処理業、食肉販売業及び届出営業の重点監視を行ったほか、食肉輸送車等の衛生点検等を実施しました(表2)。

表2 夏期・年末の食肉衛生総点検実施状況

区 分	期 間	監視件数				食肉輸送車等の 点検等実施車両 数
		と畜場	食肉 処理業	食肉 販売業	届出営業 (販売業等)	
夏 期	7月1日～ 8月30日	43	41	2	31	6
年 末	12月2日～ 12月27日	20	23	2	15	10
合 計		63	64	4	46	16

(2) 検査業務

ア 食品衛生法に基づく収去検査

食肉中の残留抗菌性物質等について検査を実施したところ、豚2頭の筋肉及び腎臓（3検体）で食品衛生法の基準値を超える抗菌性物質（ドキシサイクリン）が検出されたため、当該食品の販売禁止命令及び回収命令の処分を行いました。（表3）。

表3 残留抗菌性物質等の検査実施結果

検査項目	牛		豚		不適数	備 考
	検査頭数	検体数	検査頭数	検体数		
抗菌性物質	28	56	269	538	3	・豚筋肉1検体及び豚腎臓2検体で基準値を超えるドキシサイクリンを検出
合成抗菌剤	11	11	36	36	0	・使用した検体は、抗菌性物質検査と同一個体 ・検査項目については、P.21 表8 参照
動物用医薬品	9	14	19	34	0	・検査項目については、P.22 表9 参照
農 薬	1	1	1	1	0	・検査は衛生研究所に依頼 ・検査項目については、下記(参考)参照
合 計	49	82	325	609	3	

(参考) 表3における残留農薬の検査結果

項 目	検査結果 mg/kg (ppm)		残留基準値※ mg/kg (ppm)	
	牛（筋肉）	豚（筋肉）	牛（筋肉）	豚（筋肉）
エトキサゾール	—	0.01 未満	0.05	0.01
カルバリル	0.01 未満	0.01 未満	0.05	0.05
ジウロン	0.1 未満	1 未満	0.6	1
ジフルベンズロン	0.1 未満	0.1 未満	0.1	0.1
シメコナゾール	—	0.01 未満	0.01	0.01
ジメトモルフ	—	0.01 未満	0.01	0.01
チアクロプリド	—	0.1 未満	0.1	0.1
テフルベンズロン	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01
トリフルムロン	0.01 未満	0.01 未満	0.05	0.05
ピラクロストロビン	0.1 未満	0.1 未満	0.5	0.5
ブタフェナシル	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01
フルフェノクスロン	0.01 未満	0.01 未満	0.05	0.05
ベナラキシル	0.1 未満	0.1 未満	0.5	0.5
ボスカリド	0.1 未満	0.1 未満	0.2	0.2
リニュロン	0.1 未満	0.1 未満	0.5	0.5
インドキサカルブ	1 未満	—	1	1
シフルフェナミド	0.01 未満	—	0.01	0.01
シプロジニル	0.01 未満	—	0.01	0.01
フルアズロン	0.1 未満	—	0.2	0.01

検査機関：衛生研究所（地域調査部）

検査法：「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」（平成17年11月29日付け食安発第1129002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

※ 令和7年2月19日収去実施時点

イ 枝肉の微生物試験

と畜場の衛生管理状況を確認するため、牛及び豚の枝肉の微生物試験を実施しました（表4）。

また、その検査結果を参考に、衛生指導を行いました。

表4 枝肉の微生物試験実施件数

区 分	腸管出血性大腸菌※ ¹	腸内細菌科菌群※ ³	生菌数※ ³
	検 体 数※ ²	検 体 数	検 体 数
牛枝肉	20	60	60
豚枝肉		60	60
合 計	20	120	120

※1 血清型O26、O103、O111、O121、O145、O157

※2 10頭×2か所（胸部、肛門周囲部）

※3 外部検証として実施（60頭 胸部）

3 食鳥検査業務

(1) 監視指導業務

ア 食鳥処理場等の立入検査

食鳥処理場5施設に対して、18件の立入検査を実施し、技術的な助言・指導を行いました（表5）。また、届出食肉販売業2施設に対して、10件の立入検査を実施しました（表6）。

なお、管内にある食鳥処理場は全て、脱羽後検査を受けた食鳥と体（内臓を摘出する前の状態）を仕入れて処理する施設で、食鳥を生体の状態から処理する施設はありません。

表5 食鳥処理場の立入検査状況

区 分	所在地	令和6年度 当初施設数	新規数	廃止数	令和6年度末 施設数	立入検査 件数
食鳥処理場※	平塚市	2	0	0	2	12
	小田原市	1	0	1	0	1
	厚木市	1	0	0	1	4
	葉山町	1	0	0	1	1
合 計		5	0	1	4	18

※ 管内食鳥処理場5施設は全て認定小規模食鳥処理場（年間処理羽数30万以下の施設）

表6 届出食肉販売業の立入検査状況

区 分	所在地	令和6年度 当初施設数	新規数	廃止数	令和6年度末 施設数	立入検査 件数
届出食肉販売業※	平塚市	1	0	0	1	6
	厚木市	1	0	0	1	4
合 計		2	0	0	2	10

※ 届出食肉販売業：食品衛生法に基づく食肉販売業のうち、食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く）から食鳥とたいを仕入れ、これを保管し、認定小規模食鳥処理業者に譲り渡す営業

イ 夏期・年末の食鳥肉衛生総点検

細菌性食中毒が多発傾向となる夏期及び処理羽数の増加する年末には、食鳥処理場及び届出食肉販売業の衛生点検を実施しました（表 7）。

表 7 夏期・年末の食鳥肉衛生総点検実施状況

区 分	期 間	立入検査件数	
		食鳥処理場	届出食肉販売業
夏 期	7 月 1 日～ 8 月 30 日	4	3
年 末	12 月 2 日～12 月 27 日	2	1
合 計		6	4

(2) 食鳥処理確認結果

食鳥処理衛生管理者による食鳥の確認結果は、処理羽数 55,368 羽に対して、異常なし 55,295 羽、全部廃棄 15 羽、一部廃棄 58 羽でした（表 8）。

表 8 食鳥処理の確認結果

区 分	処理羽数	確認結果※			
		異常なし	廃棄内訳		
			計	全部廃棄	一部廃棄
食鳥処理場	55,368	55,295	73	15	58

※ 食鳥処理衛生管理者が食鳥とたいの体表等の状況について基準に適合しているか否かを確認した結果

(3) 検査業務

ア 食品衛生法に基づく収去検査

食鳥肉に残留する抗菌性物質の検査を実施しましたが、不適はありませんでした（表 9）。

表 9 残留抗菌性物質の検査実施結果

検査項目	検査羽数	検 体 数	不 適 数
抗菌性物質	5	5	0

イ 食鳥処理場の衛生検査

食鳥処理場において、食鳥とたい、分割肉、手指及び器具のふきとり検査を実施し、微生物汚染実態の把握に努めるとともに、検査結果を参考に各施設の衛生指導を実施しました（表 10）。

表 10 食鳥処理場の衛生検査実施結果

区 分	生 菌 数		黄色ブドウ球菌		カンピロバクター	
	検体数	目標値を超えたもの	検体数	陽性数	検体数	陽性数
食鳥とたい	24	0				
分割肉(モモ、ムネ、ササミ)	12	2※			12	0
手 指	6	0	6	0		
器 具	2	0				
合 計	44	2	6	0	12	0

※ 衛生指導を実施

4 衛生講習会

食肉の衛生的な取扱い及び食中毒に関する知識の啓発を図るため、衛生講習会を実施しました(表 11)。

表 11 衛生講習会の実施状況

No.	開 催 日	対 象 者	内 容	出席者
1	令和6年8月22日	神奈川食肉センター 従事者	・食中毒予防等について ・一般衛生管理について	20名
2	令和6年8月27日			57名
3	令和6年9月3日			48名
4	令和6年9月4日	と畜場併設の食肉処理 業従事者	・食中毒予防について ・一般衛生管理について	28名
5	令和6年9月5日			18名
合 計				171名

第 4 章

精 密 検 査 事 業

1 精密検査業務の概要

- 微生物学的検査：敗血症、豚丹毒等の細菌性疾病の診断、食肉・食鳥肉中に残留する抗菌性物質の検査、牛枝肉等の腸管出血性大腸菌検査を実施しました。
- 病理学的検査：腫瘍、変性、炎症、感染症等の疾病診断を実施しました。
- 理化学的検査：食肉に残留する合成抗菌剤及び動物用医薬品の検査を実施しました。
- 病畜検査：健康畜とは区別し、疾病に罹患している疑いのある獣畜の検査を実施しました。

2 微生物学的検査業務

(1) 細菌学的検査

解体後検査所見等から細菌性疾病が疑われた獣畜のうち、81頭（牛15頭、豚66頭）について、細菌学的検査を実施しました（表1）。なお、感染性心内膜炎を伴う敗血症により全部廃棄とした獣畜のうち、牛11頭及び豚54頭から原因菌を分離しました（表2、表3）。

表1 細菌学的検査実施結果

疑う疾病名	獣畜	検査頭数	措 置	
			全部廃棄	一部廃棄
敗血症（感染性心内膜炎）	牛	11	11	0
ヨーネ病	牛	3	2	1
脾炎・リンパ節炎	牛	1	0	1
敗血症（感染性心内膜炎）	豚	52	52	0
敗血症（全身性非定型抗酸菌症）	豚	10	1	9
豚丹毒（心内膜炎型）	豚	2	2*	0
豚丹毒（関節炎型）	豚	2	0	2
合 計	—	81	68	13

※ うち1頭は豚丹毒以外の菌を分離し、敗血症として全部廃棄措置とした。

表2 感染性心内膜炎を認めた牛からの菌分離結果

菌 名	検 体 数
<i>Trueperella pyogenes</i>	4
<i>Helcococcus ovis</i>	1
<i>Fusobacterium necrophorum</i>	1
<i>Streptococcus uberis</i>	1
<i>Trueperella pyogenes</i> 、 <i>Fusobacterium necrophorum</i> 及び <i>Streptococcus dysgalactiae</i> subsp. <i>dysgalactiae</i>	1
<i>Trueperella pyogenes</i> 及び <i>Fusobacterium necrophorum</i> 及び グラム陰性通性嫌気性桿菌	1
<i>Trueperella pyogenes</i> 、 <i>Helcococcus ovis</i> 、 <i>Fusobacterium necrophorum</i> 他	2

表3 感染性心内膜炎を認めた豚からの菌分離結果

菌 名	検 体 数
<i>Streptococcus suis</i>	38
<i>Streptococcus dysgalactiae</i> subsp. <i>Equisimilis</i>	1
<i>Erysipelothrix rhusiopathiae</i>	1
<i>Staphylococcus hyicus</i>	1
<i>Streptococcus suis</i> 及び <i>Fusobacterium necrophorum</i>	1
<i>Streptococcus suis</i> 及び <i>Peptostreptococcus</i> 属菌	1
<i>Streptococcus suis</i> 及びグラム陽性通性嫌気性球菌	1
<i>Streptococcus suis</i> 及びグラム陰性偏性好気性球菌	1
<i>Streptococcus suis</i> 及びグラム陽性偏性好気性桿菌	1
<i>Streptococcus suis</i> 及びグラム陰性通性嫌気性桿菌	1
<i>Streptococcus suis</i> 、 <i>Staphylococcus. warneri</i> 及びグラム陰性偏性好気性桿菌	1
<i>Streptococcus suis</i> 、 <i>Streptococcus equinus</i> 、グラム陽性偏性嫌気性桿菌及びグラム陽性通性嫌気性桿菌	1
<i>Streptococcus suis</i> 、 <i>Streptococcus</i> 属菌、 <i>Staphylococcus</i> 属菌、グラム陰性通性嫌気性桿菌 他	1
<i>Streptococcus dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i> 及びグラム陰性偏性嫌気性桿菌	1
<i>Corynebacterium</i> 属菌及びグラム陽性通性嫌気性連鎖球菌	1
グラム陰性偏性好気性桿菌	1
グラム陽性通性嫌気性球菌及びグラム陰性偏性好気性桿菌	1

(2) 抗菌性物質検査

ア モニタリング検査

牛 28 頭、豚 269 頭及び鶏 5 羽（計 302 頭羽）について、残留抗菌性物質検査を実施したところ、2 頭陽性でした（表 4、P. 13 表 3、P. 15 表 9 参照）。

表4 抗菌性物質検査実施結果

獣 畜	検査頭羽数	検 体 数		陽性頭羽数
		筋 肉	腎 臓	
牛	28	28	28	0
豚	269 ^{※1}	269	269	2 ^{※2}
鶏	5	5	0	0
合 計	302	302	297	2

※1 うち 87 頭は衛生監視課が実施

※2 うち 2 頭（3 検体）で基準値を超えるドキシサイクリンを検出（P. 13 表 3 参照）

(3) 腸管出血性大腸菌検査（O26、O103、O111、O121、O145、O157）

牛 10 頭について、枝肉ふきとり検体の腸管出血性大腸菌検査を実施しました（P. 14 表 4 参照）。

(4) カンピロバクター検査

食鳥処理場の衛生検査の一環として、鶏 4 羽（12 検体）についてカンピロバクター検査を実施しました（P. 15 表 10 参照）。

(5) BSEスクリーニング検査

BSEスクリーニング検査は実施しませんでした（P. 9 参照）。

3 病理学的検査業務

病理学的検査は 100 頭（牛 62 頭、豚 38 頭）について実施しました。

その内、全部廃棄処分等の措置を決定するための検査が 82 頭、一部廃棄の原因究明のための検査等が 18 頭でした（表 5、6）。

表 5 病理学的検査の実施件数

検査 \ 獣畜	牛	豚	合 計
措置決定のための検査	48	34	82
原因究明のための検査等	14	4	18
合 計	62	38	100

表 6 措置決定のための病理学的検査の実施結果

疑う疾病名		検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛伝染性リンパ腫	牛	39	0	39	0
白血病	豚	10	0	9	1
全身性腫瘍	牛	5	0	1※1	4※2
	豚	14	0	11※3	3※4
敗血症（非定型抗酸菌症）	豚	10	0	1	9
ヨーネ病	牛	3	0	2	1
膿毒症	牛	1	0	1	0
合 計		82	0	64	18

※1：子宮腺癌 1

※2：末梢神経鞘腫瘍 1、副腎の腫瘍 1、中皮腫 1、脾炎及びリンパ節炎等 1

※3：悪性黒色腫 11

※4：悪性黒色腫（限局性）1、脾炎1、リンパ節炎1

4 理化学的検査業務

食肉等に残留する合成抗菌剤及び動物用医薬品について、77 頭（牛 20 頭、豚 57 頭）の検査を実施しました（表 7）。

表 7 理化学的検査実施結果

区 分 検査項目	獣畜 (検査頭数)		判定 (頭数)		備 考
	牛	豚	検 出	不検出 ^{※1}	
合成抗菌剤	11	36	0	47	使用した検体は、微生物検査で抗菌性物質検査を実施したものと同一検体
動物用医薬品	9	21	2 ^{※2}	28	
合 計	20	57	2 ^{※2}	75	

※1 各試験法の定量限界未満を不検出とした。

※2 検出 2 頭のうち 1 頭は腎臓、1 頭は筋肉及び腎臓から動物用医薬品（ドキシサクリン）を検出した。

(1) 合成抗菌剤検査

牛及び豚について、食肉に残留する合成抗菌剤の検査を実施したところ、全て不検出でした（表 8）。

表 8 合成抗菌剤検査実施結果（表 7 中の「合成抗菌剤」の詳細）

項目 獣畜	牛（筋肉）			豚（筋肉）			定 量 限 界
	検査頭数	検体数	検出数 [※]	検査頭数	検体数	検出数 [※]	
スルファジミジン	11	11	0	36	36	0	0.02ppm
スルファメラジン	11	11	0	36	36	0	0.02ppm
スルファジメトキシ	11	11	0	36	36	0	0.03ppm
スルファキノキサリン	11	11	0	36	36	0	0.03ppm
トリメトプリム	11	11	0	36	36	0	0.05ppm
オルメトプリム				36	36	0	0.05ppm
スルファドキシ	11	11	0	36	36	0	0.01ppm
ピリメタミン	11	11	0	36	36	0	0.05ppm

※ 各項目の定量限界未満を不検出とした。

検査法：平成 5 年 4 月 1 日付け厚生省衛乳第 79 号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」に準拠し当所で作成した検査実施標準作業書による（SOP No. 4111）。

(2) 動物用医薬品検査

県内産の牛及び豚について、食肉等に残留する動物用医薬品3項目7薬剤の検査を実施したところ、3検体から基準値を超える動物用医薬品を検出しました（表9）。

表9 動物医薬品検査実施結果（表7中の「動物用医薬品」の詳細）

区 分 項 目	獣 畜	検 査 頭 数	総 検 体 数	検体内訳						定 量 限 界	
				筋 肉		肝 臓		腎 臓			
				検 体 数	検 出 数 ※ 1	検 体 数	検 出 数 ※ 1	検 体 数	検 出 数 ※ 1		
オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン及びドキシサイクリン※2	牛	3	6	3	0	0	0	3	0	オキシテトラサイクリン	0.02ppm
	豚	14	28	14	1	0	0	14	2	クロルテトラサイクリン	0.03ppm
レバミゾール※2	牛	2	4	2	0	2	0			テトラサイクリン	0.02ppm
	豚	3	6	3	0	3	0			ドキシサイクリン	0.03ppm
エンロフロキサシン及びシプロフロキサシン※3	牛	4	4	4	0					レバミゾール	0.005ppm
	豚	4	4	4	0					エンロフロキサシン	0.01ppm
合 計		30	52	30	1	5	0	17	2	シプロフロキサシン	0.01ppm

※1 各項目の定量限界未満を不検出とした。

※2 ドキシサイクリンについては豚筋肉及び豚腎臓のみ検査を実施した。

検査法：「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に準拠し当所で作成した検査実施標準作業書による（SOP No. 4112、4114）。

※3 検査法：「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法の一部改正について」

（平成18年11月30日付け食安発第1130004号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に準拠し当所で作成した検査実施標準作業書による（SOP No. 4120）。

5 食品衛生検査施設における検査等の業務管理（GLP）

食肉、食鳥肉等に残留する抗菌性物質、合成抗菌剤及び動物用医薬品検査において、検査精度の維持管理のため、他の機関に検査精度の評価を依頼する外部精度管理を実施するとともに、検査の都度、陽性・陰性対照等を用いて実施する内部精度管理を行いました。

6 病畜検査業務

検査頭数は牛 391 頭、子牛 5 頭、豚 262 頭でした（表 10、表 11、表 12）。

表 10 病畜の産地別搬入頭数(P. 10 表 6 の内数)

獣 畜	検査 頭数	神奈川県	県 外 産							合計
			北海道	宮城県	栃木県	群馬県	千葉県	静岡県	その他	
牛	391	225	17	—	—	—	—	141	8	166
子牛	5	1	2	—	—	—	—	2	—	4
豚	262	76	—	21	27	28	21	50	39	186
合 計	658	302	19	21	27	28	21	193	47	356

表 11 病畜のとさつ禁止・全部廃棄頭数(P. 8 表 2 の内数)

処分内容	病 名	牛	子牛	豚	合 計
とさつ 禁止	膿毒症	0	0	1	1
全 部 廃 棄	膿毒症	3	0	14	17
	牛伝染性リンパ腫	13	0		13
	敗血症	8※	0	1	9
	高度の水腫	2	0	0	2
	ヨーネ病	1	0		1
	小 計	27	0	15	42

※感染性心内膜炎 7 頭、壊疽性乳房炎 1 頭

表 12 病畜の簡易検査結果（P. 9 表 5 の内数）

疑う疾病名	牛		豚	
	検査頭数	全部廃棄頭数	検査頭数	全部廃棄頭数
敗血症（感染性心内膜炎）	7	7	1	1
豚丹毒（心内膜炎型）				0
高度の黄疸	7	0	0	0
合 計	14	7	1	1

第 5 章

調 査 研 究 事 業

1 学会等における発表

No.	演 題 名	発 表 課
1	残留抗菌性物質簡易検査法における検出感度の向上の検討について （令和6年7月5日 神奈川県衛生監視員等研究発表会） （令和6年8月30日 全国食品衛生監視員協議会 関東ブロック研修大会） （令和6年9月18日 全国食肉衛生検査所協議会 微生物部会研修会）	精密検査課
2	HPLC を用いた食肉中のアンピシリン試験法の検討 （令和6年7月5日 神奈川県衛生監視員等研究発表会） （令和6年10月4日 全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会） （令和7年1月24日 食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会）	精密検査課
3	牛の膀胱平滑筋肉腫の1例 （令和6年9月1日 関東・東京合同地区獣医師大会・三学会）	精密検査課
4	豚の非定型抗酸菌症におけるリアルタイム PCR 法導入の検討 （令和6年9月18日 全国食肉衛生検査所協議会 微生物部会研修会）	精密検査課
5	豚熱を想定した防疫研修の実施について （令和6年10月25日 関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会）	検査第二課
6	豚の心臓の先天性横紋筋種の1例 （令和7年3月2日 公益社団法人神奈川県獣医師会 学術大会）	精密検査課

2 令和6年度神奈川県食肉衛生検査所調査研究発表会（演題一覧）

令和7年3月6日開催

No.	演 題 名	発 表 課
1	複数の細菌が検出された牛の疣贅性心内膜炎の1例	精密検査課
2	HPLCを用いた食肉中のアンピシリン試験法の検討（第2報）	精密検査課
3	豚の先天性心臓横紋筋腫の1例	精密検査課
4	牛及び豚枝肉における病原微生物等の汚染実態調査	精密検査課
5	牛にみられた悪性褐色細胞腫と褐色細胞腫の病理学的特徴	精密検査課
6	豚のと畜検査カラーアトラス（白物）の作成について	検査第二課
7	牛枝肉の洗浄前後における目視検証及び拭き取り検査による汚染状況調査	衛生監視課
8	豚の敗血症から分離された β 溶血性連鎖球菌の病原関連遺伝子保有状況及び薬剤感受性調査	精密検査課

第 6 章

そ の 他 の 事 業

1 情報提供

県民に対するホームページ等による食肉衛生の情報提供、食肉衛生に関する講習会への講師派遣及び小学生を対象とした講座の開催並びに獣医大生等を対象に、公衆衛生に関する知識の普及の場として研修生等の受け入れを行いました。

当所ホームページのアクセス件数

期 間	件 数	備 考
令和6年4月～令和7年3月	6,178	開設年月：平成14年11月

講習会への講師派遣状況

No.	年 月 日	名 称（主催）	内 容	受講者
1	令和6年6月7日	食品衛生監視員研修(食品監視コース・前期) (生活衛生課)	食肉衛生検査所の業務について	13名
2	令和6年7月31日	県産食材勉強会(生産現場視察) (全国農業協同組合連合会神奈川県本部)	いのちをいただく「生産者が大切に育てた家畜が肉になるまで」	30名
3	令和6年9月18日	令和6年度第4回かながわ食の安全・安心基礎講座 (生活衛生課)	ジビエ肉は安全か～ゼロから学ぶジビエの基本～	16名

講座開催状況

No.	年 月 日	名 称	演題名等	参加者
1	令和6年7月30日	夏休み親子講座2024	牛と豚がお肉になるまで	22名
2	令和6年8月2日	同上	同上	31名
3	令和6年8月6日	同上	同上	19名

研修生・見学者受入れ状況

No.	年 月 日	実 習 名 等	参加者
1	令和6年6月18日、7月2日	日本大学生物資源科学部獣医学科4年次学生見学実習	122名
2	令和6年10月23日、10月30日	麻布大学獣医学部獣医学科4年次学生見学実習	142名
3	令和6年10月30日	厚生労働省横浜検疫所職員派遣研修	2名
4	令和7年2月5日	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科2年次学生等見学実習	49名
5	令和6年4月～令和7年3月	他自治体の食肉衛生検査所職員等	12名

2 職員研修

(1) 新規配属職員研修

初めて食肉衛生検査所に配属された職員を対象に、基本的な知識、技術の習得等を目的とし実施しました。

実 施 時 期	受講者数	実 施 日 数
令和6年4月2日～令和7年2月28日	5名	延べ11日間 (一人当たり9日間)

※ 半日を0.5日として換算

(2) 三年目研修

食肉衛生検査所に配属されてから3年目にあたる職員が、専門知識、技術の習得等を目的とし、自主的にテーマを定めて実施しました。

実 施 時 期	内 容	実施者数
令和6年4月～ 令和7年3月	新人と畜検査員用カラーアトラス(牛編)の改訂	1名
	豚のと畜検査カラーアトラス(白物)の作成について	1名
	牛及び豚枝肉における病原微生物等の汚染実態調査	1名
	HPLCによるアンピシリン試験法の検討	1名
	豚の敗血症から分離されたβ溶血性連鎖球菌の病原関連遺伝子保有状況及び薬剤感受性調査	1名

(3) 所内ミニ研修

実 施 時 期	参加者数	実施回数
令和6年6月6日～令和7年2月20日	延べ206名	5回

研修内容：外部検証実施結果の概要、症例報告等

資 料

表1 年度別と畜検査頭数

年 度	総 数	牛			子牛	馬	豚	めん羊	山羊
		小計	乳用	肉用					
昭和 63	509,027	11,921	4,781	7,140	293	9	496,640	146	18
平成元	505,652	10,260	4,603	5,657	230	17	494,953	172	20
2	478,070	8,952	4,599	4,353	187	6	468,747	162	16
3	461,744	8,349	4,666	3,683	228	11	452,967	162	27
4	443,505	8,258	4,118	4,140	262	16	434,822	119	28
5	491,024	7,642	4,171	3,471	252	25	482,912	157	36
6	477,081	7,137	3,945	3,192	241	25	469,514	138	26
7	443,976	7,393	3,445	3,948	181	24	436,300	54	24
8	443,549	7,086	3,094	3,992	147	14	436,205	67	30
9	461,868	8,105	3,476	4,629	145	11	453,543	47	17
10	482,881	8,744	3,557	5,187	206	9	473,876	26	20
11	516,438	8,578	3,613	4,965	98	6	507,709	34	13
12	386,538	7,960	2,509	5,451	82	9	378,448	24	15
13	384,695	6,512	1,753	4,759	47	12	378,101	13	10
14	438,551	9,820	4,160	5,660	11	5	428,715	0	0
15	509,286	9,471	4,098	5,373	10	5	499,800	0	0
16	539,023	9,141	3,724	5,417	20	3	529,859	0	0
17	532,038	7,436	3,316	4,120	14	4	524,584	0	0
18	536,301	7,270	3,699	3,571	17	0	529,014	0	0
19	542,035	7,389	3,710	3,679	18	0	534,628	0	0
20	539,414	7,917	3,272	4,645	31	0	531,466	0	0
21	548,416	7,789	2,419	5,370	11	1	540,615	0	0
22	541,281	6,226	2,364	3,862	30	0	535,025	0	0
23	535,593	7,714	2,318	5,396	9	0	527,870	0	0
24	520,658	5,829	2,476	3,353	16	0	514,813	0	0
25	540,715	5,491	2,433	3,058	15	0	535,209	0	0
26	536,995	6,451	3,204	3,247	19	0	530,525	0	0
27	541,874	4,923	2,607	2,316	17	0	536,934	0	0
28	534,485	4,539	2,119	2,420	5	0	529,941	0	0
29	503,599	4,037	1,901	2,136	7	0	499,555	0	0
30	486,127	4,118	1,913	2,205	7	0	482,002	0	0
令和元	467,452	4,126	1,879	2,247	5	0	463,321	0	0
2	460,602	3,947	1,677	2,270	13	0	456,642	0	0
3	450,058	3,968	1,645	2,323	7	0	446,083	0	0
4	431,616	3,686	1,592	2,094	8	1	427,921	0	0
5	421,740	3,413	1,376	2,037	5	0	418,322	0	0
6	407,711	3,307	1,245	2,062	5	0	404,399	0	0

表2 月別と畜検査頭数（令和6年度）

月 獣畜		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
牛	乳用	116	116	80	118	109	117	126	105	74	111	77	96	1,245
	肉用	174	149	180	187	149	159	147	219	228	161	156	153	2,062
	小計	290	265	260	305	258	276	273	324	302	272	233	249	3,307
子牛		0	1	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	5
豚		35,748	34,636	27,509	32,732	30,348	30,750	36,837	37,762	37,937	36,123	31,573	32,444	404,399
合計		36,038	34,902	27,769	33,037	30,608	31,026	37,111	38,086	38,240	36,395	31,806	32,693	407,711